

平成28年第1回甲賀広域行政組合議会定例会 議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
第1号	甲賀広域行政組合行政不服審査法施行条例の制定について	H28.3.28	原案可決
第2号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	H28.3.28	原案可決
第3号	甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28.3.28	原案可決
第4号	甲賀広域行政組合職員の降給に関する条例の制定について	H28.3.28	原案可決
第5号	甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28.3.28	原案可決
第6号	甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28.3.28	原案可決
第7号	甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28.3.28	原案可決
第8号	甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	H28.3.28	原案可決
第9号	平成27年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)	H28.3.28	原案可決
第10号	平成28年度甲賀広域行政組合一般会計予算	H28.3.28	原案可決

議案第 1 号

甲賀広域行政組合行政不服審査法施行条例の制定について

甲賀広域行政組合行政不服審査法施行条例を別紙のとおり制定することについて、
地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 28 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 28 年 3 月 28 日 原案可決

甲賀広域行政組合議會議長 白坂 萬里子

提案理由

行政不服審査法の施行により、同法の規定に基づき設置する甲賀広域行政組合行政
不服審査会の組織及び運営その他同法の施行について必要な事項を定めるため

甲賀広域行政組合行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき設置する甲賀広域行政組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 管理者の附属機関として、審査会を置く。

2 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の行う調査及び審議の手続は、公開しない。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（手数料の額等）

第8条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項に規定する手数料の額は、日本工業規格A列3番（以下「A3」という。）までの用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力されたA3までの用紙にあっては、50円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

2 審理員は、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定により、同条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料に関する規定の準用）

第9条 前条の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第4項の規定による手数料の額及び同条第5項の規定による手数料の減額又は免除について準用する。この場合において、前条第2項中「審理員」とあるのは、「審査庁」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の規定による手数料の額及び同条第5項の規定による手数料の減額又は免除について準用する。この場合において、前条第2項中「審理員」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、他の法律において準用する法第38条第4項の規定による手数料の額及び同条第5項の規定による手数料の減額又は免除について準用する。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

（罰則）

第11条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以

下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に行われる審査会は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

議案第 2 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 28 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 28 年 3 月 28 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 白坂 萬里子

提案理由

行政不服審査法の施行により、関係条例の整備その他所要の改正を行うため

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(甲賀広域行政組合情報公開条例の一部改正)

第1条 甲賀広域行政組合情報公開条例（平成19年甲賀広域行政組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求等」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「公開決定等」を「公開決定等又は公開請求に係る不作為」に、「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該行政文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

第15条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならない。

第16条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）

以下この章において同じ。）

第16条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る行政文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開

請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。)」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第19条第1項及び第2項中「公開決定等」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「意見」を「審査請求に係る事件に関する意見」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。

第20条第2項中「前項の場合」を「口頭意見陳述」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「定めるところにより」を「許可を得て」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）
は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等を招集してさせるものとする。

第20条に次の2項を加える。

4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人又は参加人のする陳述が審査請求に係る事件に關係のない事項にわたるとき、その他相当でないときには、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問実施機関に対して、質問を発することができる。

第21条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第22条を次のように改める。

（提出資料の写しの送付等）

第22条 審査会は、第19条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができ

ない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第24条中「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

(甲賀広域行政組合個人情報保護条例の一部改正)

第2条 甲賀広域行政組合個人情報保護条例(平成19年甲賀広域行政組合条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に、「個人情報保護審議会」を「個人情報保護審査会」に改める。

第7条第4項中「個人情報保護審議会」を「個人情報保護審査会」に、「審議会」を「審査会」に改め、同条第5項中「審議会」を「審査会」に改める。

第10条第2項及び第11条中「審議会」を「審査会」に改める。

第23条第2項第2号中「電磁的記録されている」を「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)されている」に改める。

「第5章 不服申立て等」を「第5章 審査請求等」に改める。

第30条の見出し中「審議会」を「審査会」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「開示決定等又は訂正等の決定等」を「開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「審議会」を「審査会」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正又は利用停止をすることとするとき。

第30条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又

は決定」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならない。

第31条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）

以下この章において同じ。）

第31条第2号中「不服申立て」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立て」を「審査請求人」に改める。

第32条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第5章中「第2節 個人情報保護審議会」を「第2節 個人情報保護審査会」に改める。

第33条の見出し並びに同条第1項、第2項及び第6項中「審議会」を「審査会」に改める。

第34条の見出し中「審議会」を「審査会」に改め、同条第1項前段中「審議会」を「審査会」に、「開示決定等又は訂正等の決定等」を「審査請求」に改め、同項後段から同条第3項までの規定中「審議会」を「審査会」に改め、同条第4項中「審議会」を「審査会」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求人」に改める。

第35条第1項中「審議会」を「審査会」に、「不服申立て」を「審査請求人」に、「意見」を「審査請求に係る事件に関する意見」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。

第35条第2項中「前項の場合」を「口頭意見陳述」に、「不服申立て」を「審査請求人」に、「審議会」を「審査会」に、「定めるところにより」を「許可を得て」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）
は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等を招集してさせるものとする。

第35条に次の2項を加える。

4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人又は参加人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたるとき、その他相当でないときには、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問実施機関に対して、質問を発することができる。

第36条本文中「不服申立人」を「審査請求人」に、「審議会」を「審査会」に改め、同条ただし書中「審議会」を「審査会」に改める。

第37条を次のように改める。

（提出資料の写しの送付等）

第37条 審査会は、第34条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
第38条中「審議会」を「審査会」に改める。

第39条中「審議会」を「審査会」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第42条第1項第1号中「統計法（昭和22年法律第18号）第2条」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項」に、「指定統計」を「基幹統計」に改める。

(甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成15年甲賀郡行政事務組合条例第2号) の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「個人情報保護審議会委員」を「個人情報保護審査会委員」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 行政不服審査会委員 日額 6,000円

第3条第3項ただし書中「第7号及び第8号」を「第8号及び第9号」に改める。

第5条第2項中「第8号」を「第9号」に改める。

第7条中「第7号及び第8号」を「第8号及び第9号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の甲賀広域行政組合情報公開条例の規定は、この条例の施行後にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為について適用し、この条例の施行前にされた公開決定等については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の甲賀広域行政組合個人情報保護条例の規定は、この条例の施行後にされた開示決定等、訂正の決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為について適用し、この条例の施行前にされた開示決定等又は訂正等の決定等については、なお従前の例による。

議案第 3 号

甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月28日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成28年3月28日 原案可決

甲賀広域行政組合議會議長 白坂 萬里子

提案理由

地方公務員法の改正により、公表すべき項目が追加されたこと及び行政不服審査法の施行に伴い用語を改正する必要が生じたため

甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年甲賀広域行政組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 4 号

甲賀広域行政組合職員の降給に関する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の降給に関する条例を別紙のとおり制定することについて、
地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 28 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 28 年 3 月 28 日 原案可決

甲賀広域行政組合議會議長 白坂 萬里子

提案理由

地方公務員法の改正により、「降給」の事由等について規定する必要が生じたため

甲賀広域行政組合職員の降給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第19号）第3条の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の管理者が定める措置を行なったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の管理者が定める措置を行なったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の管理者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(雑則)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 5 号

甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1
項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 28 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 28 年 3 月 28 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 白坂 萬里子

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の
施行により、共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、調整率等を改正する必
要が生じたため

甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前項」を「前号」に改める。

第13条第1項第5号及び第6号中「第12条」を「前条」に改める。

第22条中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

附則第4条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75

	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償 年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償 年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付の	0.80

うち遺族年金	
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち	0.90
母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	

附則第4条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第4条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第4条第1項の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の甲賀広域行政組合議会の議

員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

- 5 適用日から平成28年3月31日までの間は、新条例附則第4条第1項の表 傷病補償年金の部 障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)の項 及び 同条第2項の表 障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)の項中「0.88」とあるのは「0.86」とする。

議案第 6 号

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 28 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 28 年 3 月 28 日 原案可決

甲賀広域行政組合議會議長 白坂 萬里子

提案理由

国の人事院勧告に基づき、民間給与との格差等に基づく給与改定を行うため、また、地方公務員法の改正及び行政不服審査法の施行により改正の必要が生じたため

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加える。

附則第11項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.125」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.275」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900

	20	164, 700	223, 000	256, 100	298, 300	327, 500	356, 700	405, 700
	21	166, 100	224, 500	257, 800	300, 400	329, 500	358, 700	407, 600
	22	168, 800	226, 200	259, 600	302, 500	331, 600	360, 600	409, 400
	23	171, 400	227, 800	261, 400	304, 500	333, 600	362, 600	411, 200
	24	174, 000	229, 400	263, 100	306, 600	335, 700	364, 500	413, 100
	25	176, 700	230, 800	265, 100	308, 400	337, 300	366, 500	414, 900
	26	178, 400	232, 300	267, 000	310, 500	339, 200	368, 400	416, 400
	27	180, 100	233, 800	268, 800	312, 600	341, 100	370, 400	417, 900
	28	181, 800	235, 100	270, 700	314, 600	343, 000	372, 400	419, 500
	29	183, 300	236, 400	272, 400	316, 600	344, 700	373, 900	421, 100
	30	185, 100	237, 600	274, 300	318, 600	346, 600	375, 700	422, 400
	31	186, 900	238, 700	276, 200	320, 700	348, 500	377, 500	423, 700
	32	188, 600	239, 900	278, 000	322, 800	350, 300	379, 100	424, 900
	33	190, 200	241, 200	279, 700	324, 300	352, 200	380, 900	426, 100
	34	191, 700	242, 500	281, 600	326, 300	354, 000	382, 300	427, 400
	35	193, 200	243, 700	283, 400	328, 200	355, 800	383, 800	428, 700
	36	194, 700	245, 000	285, 300	330, 300	357, 500	385, 400	429, 900
	37	196, 000	246, 000	287, 000	332, 200	358, 900	386, 800	431, 100
	38	197, 300	247, 400	288, 700	334, 100	360, 200	388, 000	431, 900
	39	198, 600	248, 900	290, 500	336, 100	361, 600	389, 200	432, 700
	40	199, 900	250, 400	292, 300	338, 000	363, 000	390, 300	433, 500
	41	201, 200	251, 800	294, 000	339, 900	364, 300	391, 400	434, 100
	42	202, 500	253, 200	295, 700	341, 800	365, 200	392, 600	434, 800
	43	203, 800	254, 600	297, 400	343, 600	366, 300	393, 800	435, 500
	44	205, 100	256, 000	299, 000	345, 500	367, 400	394, 900	436, 200
	45	206, 300	257, 200	300, 700	347, 000	368, 200	395, 600	437, 000
	46	207, 600	258, 500	302, 400	348, 400	369, 100	396, 300	437, 800
	47	208, 900	259, 900	304, 000	349, 900	370, 000	397, 000	438, 200
	48	210, 200	261, 300	305, 700	351, 400	370, 900	397, 700	438, 900
	49	211, 300	262, 600	306, 900	353, 000	371, 800	398, 300	439, 400
	50	212, 400	263, 700	308, 400	353, 800	372, 600	398, 900	439, 800
	51	213, 400	265, 000	309, 900	355, 000	373, 400	399, 400	440, 200
	52	214, 500	266, 300	311, 500	356, 000	374, 200	399, 800	440, 600
	53	215, 600	267, 400	313, 100	356, 900	374, 900	400, 200	441, 000
	54	216, 600	268, 500	314, 700	358, 000	375, 600	400, 500	441, 400
	55	217, 500	269, 800	316, 300	358, 900	376, 300	400, 800	441, 800
	56	218, 500	271, 100	317, 800	360, 000	377, 000	401, 100	442, 100
	57	219, 200	272, 200	319, 300	360, 900	377, 500	401, 400	442, 400
	58	220, 100	273, 200	320, 500	361, 600	378, 100	401, 700	442, 800
	59	221, 000	274, 300	321, 700	362, 300	378, 700	402, 000	443, 100
	60	221, 900	275, 400	322, 900	363, 000	379, 400	402, 300	443, 400
	61	222, 600	276, 600	323, 600	363, 400	379, 800	402, 600	443, 700
	62	223, 600	277, 600	324, 500	364, 000	380, 500	402, 900	
	63	224, 500	278, 500	325, 300	364, 700	381, 100	403, 200	
	64	225, 400	279, 500	326, 100	365, 400	381, 700	403, 500	
	65	226, 100	280, 300	327, 000	365, 700	382, 100	403, 800	
	66	227, 000	281, 200	327, 400	366, 400	382, 700	404, 100	
	67	227, 900	281, 900	328, 100	367, 100	383, 300	404, 400	

	68	229, 000	282, 800	328, 900	367, 800	383, 900	404, 700	
	69	229, 800	283, 800	329, 700	368, 100	384, 300	404, 900	
	70	230, 500	284, 600	330, 400	368, 700	384, 800	405, 200	
	71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500	
	72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800	
	73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000	
	74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300	
	75	234, 200	287, 900	333, 400	371, 600	387, 000	406, 600	
	76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800	
	77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000	
	78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300	
	79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600	
	80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800	
	81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000	
	82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300	
	83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600	
	84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800	
	85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000	
	86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100		
	87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400		
	88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600		
	89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800		
	90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100		
	91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400		
	92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600		
	93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800		
	94		293, 600	341, 400				
	95		294, 000	341, 900				
	96		294, 400	342, 300				
	97		294, 600	342, 400				
	98		294, 900	342, 900				
	99		295, 300	343, 300				
	100		295, 700	343, 600				
	101		295, 900	343, 900				
	102		296, 200	344, 300				
	103		296, 600	344, 700				
	104		296, 900	345, 100				
	105		297, 100	345, 600				
	106		297, 400	346, 000				
	107		297, 800	346, 400				
	108		298, 100	346, 800				
	109		298, 300	347, 300				
	110		298, 700	347, 700				
	111		299, 100	348, 000				
	112		299, 400	348, 300				
	113		299, 500	348, 800				
	114		299, 800					
	115		300, 100					

	116		300,500				
	117		300,700				
	118		300,900				
	119		301,200				
	120		301,500				
	121		301,900				
	122		302,100				
	123		302,400				
	124		302,700				
	125		303,000				
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900
							355,600

備考 この表は、すべての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。

第2条 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「地方公務員法第57条」を「同法第57条」に改める。

第4条中「標準的な」を削り、「級別標準職務表（別表第2）」を「等級別基準職務表（別表第2）」に、「同程度のもの」を「同程度の職務」に、「規則で定める職務」を「規則で定めるもの」に改める。

第6条第3項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第6条第4項中「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第5項中「同項」を「同項前段」に、「である」を「であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第22条第2項中「乗じて得た額」の次に「（その職務の級が5級以上あるもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条及び附則第11項において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）」を加え、同条第3項中「「100分の80」」の次に「と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」」を加える。

第22条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に、「取り消し」を「取消し」に改める。

第23条第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5（特定管理職員にあっては、100分の47.5）」に改める。

附則第11項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275」を「100分の1.2（特定管理職員にあっては、100分の1.5）」に、「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）」に改める。

別表第2中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に、「標準的な」を「基準となる」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（以下「第1条の規定による改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
（給与の内扱）
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

（甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 平成28年4月1日後1年間において行われる第2条の規定による改正後の甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（以下「第2条の規定による改正後の給与条例」という。）第6条第3項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。
- 5 平成28年4月1日から起算して1年間は、第2条の規定による改正後の給与条例第23条第1項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは「能力の実証」とする。
（規則への委任）
- 6 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 7 号

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 28 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 28 年 3 月 28 日 原案可決

甲賀広域行政組合議會議長 白坂 萬里子

提案理由

事業系可燃ごみ処分手数料について、10 キログラムごとに 180 円としているものを 220 円に改定したいため

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成12年甲賀郡行政事務組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「180」を「220」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

議案第 8 号

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 28 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 28 年 3 月 28 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 白坂 萬里子

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正により、対象火気設備及び対象火気器具等の隔離距離を定める表に省令で追加された火気設備等を追加したいため

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合火災予防条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種類					入力	離隔距離(cm)						
						上方	側方	前方	後方	備考		
炉	開放炉	浴室内設置	使用温度が800°C以上のもの	—	250	200	300	200		注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。		
			使用温度が300°C以上800°C未満のもの	—	150	150	200	150				
			使用温度が300°C未満のもの	—	100	100	100	100				
	開放炉以外	浴室外設置	使用温度が800°C以上のもの	—	250	200	300	200				
			使用温度が300°C以上800°C未満のもの	—	150	100	200	100				
			使用温度が300°C未満のもの	—	100	50	100	50				
気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	15 注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。		
				内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	—	60	—			
			浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	15	15			
				外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60	15			
				内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60	—			
		密閉式			21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2 注	2	2			
		屋外用			21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15			
	不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	4.5 注	—	4.5	注1：風道を使用するものにあっては15cmとする。		
				内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	—	—	—			
			浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5			
				外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5			
				内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	—	—	—			
		密閉式			21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2 注	—	2	注2：ダクト接続型以外の場合にあっては100cmとする。		
		屋外用			21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5			
液体燃料	不燃以外					39kW以下	60	15	15	15	注1：風道を使用するものにあっては15cmとする。	
	不燃					39kW以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15		
	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠べい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
温風暖房機	液	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15		注2：ダクト接続型以外の場合にあっては100cmとする。	
					26kWを超え70kW以下	100	15	100 注1	15			
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150			
					26kW以下	60	10	100	10			

体燃料	密閉式		強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10			
	不燃	半密閉式 強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5			
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150			
			強制排気型	26kW以下	50	5	—	5			
	密閉式		強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5			
	上記に分類されないもの				—	100	60	60 注2			
厨房設備	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注			
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15			
		開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0			
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—			
		使用温度が800°C以上のもの		—	250	200	300	200			
	上記に分類されないもの				—	150	100	200			
	使用温度が300°C以上800°C未満のもの				—	100	50	100			
	使用温度が300°C未満のもの				—	50	100	50			
ボイラ	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5			
			フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
		半密閉式		12kWを超える42kW以下	—	15	15	15			
		密閉式		12kW以下	—	4.5	4.5	4.5			
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
			フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15			
	不燃	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5			
		半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5			
		密閉式		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外		12kWを超える70kW以下	60	15	15	15			
		不燃		12kW以下	40	4.5	15	4.5			
		不燃		12kWを超える70kW以下	50	5	—	5			
		上記に分類されないもの		12kW以下	20	1.5	—	1.5			
		上記に分類されないもの		23kWを超える	120	45	150	45			
		上記に分類されないもの		23kW以下	120	30	100	30			
ストーブ	气体燃料	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5		
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠 べい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5		
		開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5		
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠 べい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5		
	液体燃料	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100		
				機器の上方又は前方に熱を放散するも の	39kW以下	150	15	100	15		
		半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100		
				機器の上方又は前方に熱を放散するも の	39kW以下	120	5	—	5		
	上記に分類されないもの				—	150	100	150	100		
乾燥設備	气体燃料	開放式	衣類乾燥機		5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
		開放式	衣類乾燥機		5.8kW以下	15	4.5	—	4.5		

注: 機器本体上方の側方
又は後方の離隔距離
を示す。

注: 热対流方向が一方向
に集中する場合にあ
つては60cmとする。

	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50
			内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30
簡易湯沸設備	不燃以外 液体燃料	開放式 常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式		12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
		密閉式 常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	12kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15
				12kW以下	—	4.5	—	4.5
		開放式 常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
			フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式		12kW以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式 常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
			瞬間型	12kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
				12kW以下	—	4.5	—	4.5
		不燃以外		12kW以下	40	4.5	15	4.5
		不燃		12kW以下	20	1.5	—	1.5
給湯湯沸設備	不燃以外 液体燃料	半密閉式 常圧貯蔵型		12kWを超える42kW以下	—	15	15	15
				12kWを超える70kW以下	—	15	15	15
		密閉式 常圧貯蔵型		12kWを超える42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	12kWを超える70kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12kWを超える70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用 常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超える42kW以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	12kWを超える42kW以下	15	15	15	15
			瞬間型	12kWを超える70kW以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	12kWを超える70kW以下	15	15	15	15
		半密閉式 瞬間型		12kWを超える42kW以下	—	4.5	—	4.5
				12kWを超える70kW以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式 常圧貯蔵型		12kWを超える42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
			瞬間型	12kWを超える70kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12kWを超える70kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用 常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超える42kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12kWを超える42kW以下	10	4.5	—	4.5
			瞬間型	12kWを超える70kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12kWを超える70kW以下	10	4.5	—	4.5
		不燃以外		12kWを超える70kW以下	60	15	15	15
		不燃		12kWを超える70kW以下	50	5	—	5
	上記に分類されないもの			—	60	15	60	15
移動	不燃以外 液体燃料	開放式 バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5
			全周放射型	7kW以下	100	100	100	100
			自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5
			強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5
		開放式 バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5
			全周放射型	7kW以下	80	80	80	80
			自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5 注1	4.5
			強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5
		放射型	7kW以下	100	50	100	20	

注1：熱対流方向が一方
向に集中する場合に
あつては60cmとする。

注2：方向性を有するも
のにあつては100cmと
する。

トーブ	液体燃料	不燃以外	開放式	自然対流型	7kW以下	100	50	50	50				
				温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15				
		強制対流型	開放式	温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超える12kW以下	100	150	150	150				
				7kW以下	100	100	100	100	100				
				放射型	7kW以下	80	30	—	5				
	不燃	開放式	自然対流型	温風を前方向に吹き出すもの	7kWを超える12kW以下	120	100	—	100				
				7kW以下	80	30	—	30	30				
				温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	80	5	—	5				
		強制対流型	開放式	温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超える12kW以下	80	150	—	150				
				7kW以下	80	100	—	100	100				
	固体燃料				—	100	50 注2	50 注2	50 注2				
調理用器具	液体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	100	15	15	15			
					卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注			
				バーナーが隠れ る	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15			
					卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5			
					卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
				バーナーが隠 れ る	炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10	10			
					圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10			
		不燃	開放式		卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	80	0	—	0			
					卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0			
					加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—			
					卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5			
					卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5			
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外				炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—			
		不燃				圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—			
		固体燃料				—	—	—	—	—			
		固体燃料				6kW以下	100	15	15	15			
電気温風機	電気	不燃以外				6kW以下	80	0	—	0			
		不燃				—	100	30	30	30			
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)			2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注			
						4.8kW以下(1口当たり2kWを超える3kW以下)	100	2	2	2			
						—	20 注1	—	20 注1	—			
						—	10 注2	—	10 注2	—			
						100	2	2	2	2			
	電気	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり1kWを超える2kW以下)	—	15 注1	—	15 注1	—			
						—	10 注2	—	10 注2	—			
						100	2	2	2	2			
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	—	10 注1 注2	—	10 注1 注2	—			
						100	2	2	2	2			
					こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	—	10 注2	—	10 注2			
						—	—	—	—	—			

注: 機器本体上方の側方
又は後方の離隔距離
を示す。

注: 温風の吹き出し方向
にあっては60cmとする。

注1: 機器本体上方の側方
又は後方の離隔距離
(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器で
ない場合における発熱体の外周からの距
離)を示す。

注2: 機器本体上方の側方
又は後方の離隔距離
(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の
場合における発熱体の外周からの距
離)を示す。

			不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下） 5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	— 80 —	0 0 0 注2	注1 注2 — —	0 0 0 注2	0 注1 注2 —
電気天火	電気	不燃以外			2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあっては10cmとする。	
		不燃			2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注		
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの		2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあっては10cmとする。	
		不燃	電熱装置を有するもの		2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注		
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）		2kW以下	100	30	100	4.5	注：前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）		2kW以下	100	100	100	100		
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）		2kW以下	100	4.5	4.5	4.5		
		不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）		2kW以下	80	15	—	4.5		
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）		2kW以下	80	80	—	80		
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）		2kW以下	80	0	—	0		
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器		1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注：前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。	
		不燃	食器乾燥器		1kW以下	0	0	—	0		
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機		3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。 注2：排気口面にあっては14.5cmとする。	
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機		3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2		
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの		10kW以下	4.5	0	0	0	注1：前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。 注2：排気口面にあっては14.5cmとする。	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの		10kW以下	0	0	—	0		

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

平成27年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,410千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,331,779千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更是、「第2表 地方債補正」による。

平成28年3月28日 提出
甲賀広域行政組合管理者 中嶋武嗣

平成28年3月28日 原案可決
甲賀広域行政組合議会議長 白坂萬里子

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

- 2 -

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,741,886千円	△20,394千円	2,721,492千円
1. 負担金	金	2,741,886	△20,394	2,721,492
2. 使用料及び手数料		390,423	6,500	396,923
2. 手数料	料	390,232	6,500	396,732
5. 諸収入		22,165	5,484	27,649
2. 雜入	入	22,135	5,484	27,619
6. 組合債		123,400	△4,000	119,400
1. 組合債	債	123,400	△4,000	119,400
補正されなかつた款に係る額		66,315		66,315
歳入	合計	3,344,189	△12,410	3,331,779

歳出

	款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費			99,693千円	△1,451千円	98,242千円
	1. 総務管理費		80,437	△1,451	78,986
3. 衛生費			1,203,657	△1,793	1,201,864
	1. 清掃費		1,203,657	△1,793	1,201,864
4. 消防費			1,684,748	△9,166	1,675,582
	1. 消防費		1,684,748	△9,166	1,675,582
補正されなかつた款に係る額			356,091		356,091
歳出	合計		3,344,189	△12,410	3,331,779

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
ごみ処理施設整備事業	千円 47,600	普通貸借 又は 証券発行	年 % 4.0%	政府資金により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。 式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	千円 43,600	普通貸借 又は 証券発行(ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金により据置 期間及び償還期限を短縮し又は繰上 期間及び償還期限を短縮し又は繰上 償還若しくは低利に借換すること ができる。

政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。

ただし、組合財政の都合により据置式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)ができます。

平成28年度 甲賀広域行政組合一般会計予算

平成28年度甲賀広域行政組合一般会計の予算是、次に定めるとところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 嶽入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,766,990千円と定める。

2 嶽入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶽入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成28年 3月28日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋武嗣

平成28年 3月28日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 白坂萬里子

第1表 賽出予算
入 賽

1
2
1

款	項	金	額
1. 分担金及び負担金			
2. 使料及び手数料	1. 負担金	2,986,026	千円
3. 繰越金	2. 使料	2,986,026	
4. 諸収入	2. 手数料	391,441	
5. 組合債	3. 繰越金	203	
	4. 預金	391,238	
	5. 雜入	9,500	
	1. 組合債	9,500	
	2. 予利子	22,023	
	3. 入入	30	
	4. 合債	21,993	
	5. 組合債	358,000	
	合計	358,000	
	歳入	3,766,990	

歳出

款		項		金額
1. 議	会費			692 千円
		1. 議會費		692
2. 総務	費			98, 345
		1. 総務管理費		78, 902
		2. 徵稅		18, 767
		3. 監查委員費		676
3. 衛生	費			1, 117, 481
		1. 清掃費		1, 117, 481
4. 消防	費			2, 086, 803
		1. 消防費		2, 086, 803
5. 公債	費			460, 669
		1. 公債費		460, 669
6. 予備	費			3, 000
		1. 予備費		3, 000
歳出		合計		3, 766, 990

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
高機能指令施設整備	平成28年度から平成29年度まで	千円 588,130

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
し尿処理施設整備事業	千円 11,400	普通貸借 (証書借入)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができます。
消防施設整備事業	346,600		"	"
計	358,000			